

● 子どもにとって身近で利用しやすい制度を目指して

検討会議では、救済機関を実際に利用する立場である子どもの意見を聞くことが欠かせないと考え、直接の意見交換やアンケート調査を実施しました。その結果などを踏まえ、今後、身近で利用しやすい制度について、下記の点などを検討していきます。

【相談員の人材について】

子どもの悩みは一様ではないため、様々なケースに対応できるよう、年代や性別など多様な人材の配置ができるよう検討します。

【相談の手法について】

子どもからは、電話や面接のほか、メールの活用を希望する意見が多く出されました。メールは、気軽に利用できる反面、即時性や情報量の限界などの課題がありますが、今後、メール媒体の活用についても柔軟に検討します。

【相談の日時について】

休日相談や平日の夕方・夜の時間帯での相談を希望する意見が多く出されました。他の相談機関との連携のあり方などを含め、開設日時を具体的に検討します。

【救済機関の愛称について】

救済機関の名称について、本資料では「救済委員」と示していますが、実際の運用に当たっては、利用する立場の子どもたちから愛称を募集したいと考えています。

● 子ども同士が考える機会の提供について

この救済機関は、子どもの悩みに対して、大人が相談を受け、解決に向けて手助けをするものです。一方、子どもが、自分たちにかかる悩みなどを、子ども同士で考え、議論し、そして解決を目指していくという視点も大切です。このような機会を通じて、子どもたちは仲間意識が醸成されるとともに、自らの行動に責任を持ち、健やかに成長していくことが期待できます。

札幌市では、子どもの相談や救済にかかる様々な場面で、このような子ども同士で考える機会が提供できるよう検討していきます。



● (仮称) 子どもの権利条例の広報について

救済機関を設置し、現に悩み苦しんでいる子どもたちを救済することも大切ですが、未然に防止するために、子どもたちには「安心して生きる権利」をはじめとする子どもの権利が保障され、またお互いの権利の尊重が大切であることを、しっかりと広報していきたいと考えています。

そのためにも、「子どもの権利条例」を制定し、子どもの権利についての正しい考え方を、子どもを含む市民全体に広め、家庭、学校・施設、地域等の場で根付かせていくたいと考えています。